

輸出貨物の製造用原料品による製造報告書（ 月分）(T - 1460)

「原料品」の各欄には、次の要領により記載する。

特例申告貨物にあっては、「輸入許可書番号・許可年月日」欄に特例申告書の番号及び特例申告書の提出年月日をかっこ書で併記する。

「品名及び規格」欄には、「輸入許可書番号及びその許可年月日」欄（以下「輸入許可書番号等」欄という。）別に、その各欄に係る輸入許可書に記載されている品名及び規格（例えば、豪州粗糖 糖度 97.1° 等）を記載する。

「前月末繰越数量」欄には、前月（報告書提出年月日の属する月の前々月を意味する。以下同じ）から繰り越された原料品の未使用数量（前回提出の報告書の「原料品」欄の「未使用残高」欄に記載された数量と同一）を、「輸入許可書番号等」欄別に、その各欄に係る輸入許可書に記載されている数量単位により記載する。

「当月中製造工場搬入量」欄には、当月（報告書提出年月日の属する月の前月を意味する。以下同じ）中に、輸出貨物の製造のため指定製造工場に搬入された数量を、「輸入許可書番号等」欄に記載する（「前月末繰越数量」とは別欄になる。）

「製造に使用した数量」欄には、当月中に輸出貨物の製造に使用された原料品の数量（仕掛品中に含まれる原料品の数量を含む）を、「輸入許可書番号等」欄別に記載する。

「製品及び副産物」の各欄には、次の要領により記載する。

「製品の品名及び規格」欄には、製品の品名（輸出貨物の品名となる）及び規格を品名等が異なるごとに記載する。

「副産物の品名及び規格」欄には、「製品の品名及び規格」欄に記載した製品の製造に際してできた副産物の品名及び規格を記載する。

なお、「製品の品名及び規格」欄（以下「製品の品名等」欄という）別に免税原料品を使用して製造した製品に係る副産物については、記載を省略して差し支えない。

「前月末繰越数量」欄には、前月末に繰り越された製品の在庫数量を、「製品の品名等」欄別に記載する。

「当月分出来高」欄には、当月中に製造された製品の数量を「製品の品名等」欄別に前欄と同じ数量の単位により記載する。

「当月中搬出数量」欄の記載は、次による。

「輸出完了」欄には、製造工場から搬出されて輸出許可された製品の数量を「製品の品名等」欄別に記載する。

なお、製造報告書には、この欄に記載された数量に係る輸出許可書を添付する。

「輸出未了」欄には、輸出のため製造工場から搬出されたが、まだ輸出許可がされていない製品の数量を記載する。

「その他」欄には、製造が2以上の工場にわたって行われる場合における次の製造工程の工場に引き渡した数量を記載する。

「計」欄には、「輸出完了」、「輸出未了」及び「その他」欄にそれぞれ記載された数量の合計数量を記載する。

「仕掛品」の各欄には、次の要領により記載する。

「原料品の品名及び規格」欄には、仕掛中の原料品の品名及び規格（「原料品」欄に記載された品名及び規格と同じもの）を、原料品の品名等が異なるごとに記載する。

「前月末繰越数量」欄には、前月末に繰り越された仕掛品の数量を、「原料品」欄に記載された数量単位により記載する。

「製造に使用した原料品」欄には、「原料品」欄のうち「製造に使用した数量」欄に記載された数量と同一の数量を記載する。

「製品及び副産物出来高に含まれる原料品の数量」欄には、製品及び副産物の出来高から所定の方法により算出されたその製品及び副産物に含まれる原料品の数量を記載する。